

岐阜市立陽南中学校「いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定
平成26年4月1日改定
平成30年4月1日改定
平成31年4月1日改定
令和元年8月26日改定
令和2年 4月1日改定
令和3年 4月1日改定
令和4年 4月1日改定
令和5年 4月1日改定
令和6年 4月1日改定

1 はじめに

ここに定める、岐阜市立陽南中学校「いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事案に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改定をふまえた基本方針である。

中学生である生徒たちは、学級や部活動といった集団の中で、「よりよく生きるためにはどうあるべきか」を常に考え、社会性を身に付けていく。自分の考えや行動が認められたり、認められなかったりしながらも、それぞれが個性を発揮し、悩みながらも成長していく。こうした過程の中で、優越感を感じたり劣等感を感じたりすることはあり得る。時として、この優越感や劣等感が、人を見下したり妬んだりといった心の弱さをうみ、いじめという行為に出てしまうことがある。いじめは、決して許されない行為である。しかし、いじめはいつ、どこでも、誰にでも起こり得るものと言われている。すなわち、生徒たちが成長する過程において起こり得る可能性がある。そんな中でも大切にしたいことは、心の中に芽生えた優越感や劣等感、人を見下したり妬んだりといった弱い心をうみだしやすい感情であり、いじめや差別といった「許されない行為」につながることに気付かせることである。

本校において、昨年度は、陽南中安心安全宣言の制定、小学校と連携した標語の作成と地域への発信、縦割り集団の設定と体育大会練習や合唱練習での交流を行った。今年度も生徒会活動を中心とした全教育活動を通して、「お互いを知るために会話をすること」、「関わり合う中で、仲間や自分のよさを認めていくこと」、「違いがあることを受け入れ、尊重すること」を大切にしていくことで、いじめによる心身の苦痛を抱える生徒やいじめを打ち明けられないことによる孤独を抱える生徒をうみださないようにする。いじめはどの学校、どの学級にも、どの生徒にも「今」起きているという認識をもち続け、教師と生徒と保護者が連携し、生徒理解をはじめとするいじめの未然防止と事案発生時の迅速かつ組織的な対応をしていかなければならない。

こうした認識に立ち、「いじめ防止基本方針」を毎年見直すこととする。

2 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

■法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの理解

- ・「いじめ」には多様な様態があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通告の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ外部専門家による面談等で確認するなど適切に対応する。

(4) いじめ問題に対する基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許さない」

- ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの生徒にも起こり得るという認識の下、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

- ・いじめが見えていないのは教師だけであり、生徒たちが全て知っているという認識の下、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解決に向かわない」

- ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒と
いった「個」のみならず、学級などの集団に対しても繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての基本的な構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

■生徒たちへの4つの約束

- 1 どの子も全力で応援します。
(誰も一人ぼっちにさせない。)
- 2 いつでもどんな相談も聞きます。
(どんなことも受け止める。)
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します。
(いじめはみんなで必ず止める。)
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へみんなで立ち向かいます。
(必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる)

(「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」「学校の実態」や「校長の方針」等を踏まえた、自校の基本的な考え方)

- ・心の中に芽生えた優越感や劣等感、人を見下したり妬んだりといった弱い心をうみだしやすい感情であり、いじめや差別といった「許されない行為」につながってしまうことに気付かせる指導に努める。
- ・いじめは、どの生徒にも起こり得る可能性があることを認識し、生徒間のトラブルに対して、背景にいじめが潜んでいないかを視点にした慎重な対応を心掛けるとともに、いじめの事実が認められたときには、その事実について迅速に報告・連絡・相談を行い、組織的な対応に努めなければならない。
- ・いじめの早期発見に努め、いじめを受けた生徒の心に寄り添う指導に努める。認知件数が多いことは、アンテナを高くもち、予防的な生徒指導を行っている証であり、解決に向けた積極的な指導を行った実績と捉える。
- ・いじめ問題の解決は、学校の最優先課題としてとらえ、組織体制の中で指導の充実に努める。絶対に教師一人(学級担任や部活顧問など)で抱え込まない、抱え込ませない、また教師一人で解決したと思わない、思わせないことを大切にする。

(6) 保護者の責務等

学校は、保護者、地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者はその保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。なお、いじめの訴えがあった場合、学校は事実を確認した上で、早期に解決を図るよう努める。その際、いじめの当事者になった生徒の保護者は、早急にその解決に向け学校と懇談をする。

■保護者の役割として大切にしたいこと

- ・子どもとの対話に心掛け、子どもの変化や悩みなどについて親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどして、子どもが自らの力で解決できるよう支援に努める。
- ・いじめは決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を貫くことの素晴らしさ等について、折に触れて子どもに指導するよう努める。
- ・ネット等における様々な問題について、各種機関や学校等から提供される資料等を参考に子どもに指導する。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校とも相談をしながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援する。
- ・加害者となった場合、親の責任の取り方の絶好の機会ととらえ、生徒のしたことに対してきちんと謝る姿を見せる。このことが、「親にも迷惑をかけた」という生徒の心を育てることにつながり、生徒の成長にとって大事な機会になるととらえる。

3 いじめの未然防止のための取組

日常活動において、生徒一人一人の自己肯定感、自己有用感を高める取組を行う。

(1) 魅力ある学級・学校づくり【規範意識の確立、自己肯定感・自己有用感の高揚】

- ・生徒が「分かった」、「できた」という学びの実感を味わうことができるような授業改善に努める。その基盤として、学習規範を大切にしながら、仲間と共に学び合う中で自分の変容や成長を自覚し、主体的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・生徒が主体的にいじめの未然防止に取り組み、いじめがあったときには見逃さずに指摘し合ったり大人に相談したりして、乗り越えることができるよう規範意識を育てる。
- ・学級経営の充実を図り、生徒一人一人の「よさ」を生かし、仲間と協力しながら主体的に活動できる学級経営を行う。また、互いの気持ちや立場を理解し、自主的、実践的な態度を育てる学級経営を行う。

(2) 安心感をうみだす指導【見守り・見届け体制の構築】

- ・問題行動等に対して全職員が最前線に立ち、共通理解・共通行動の下、迅速、丁寧に指導に当たる。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）を行い、いじめ未然防止の啓発を、教職員、生徒に行っていく。
- ・健康調査やいじめアンケートのダブルチェックを確実に行う。いじめに関する内容を管理職まで報告するとともに、対応についていじめ対策会議を開催してその日のうちに検討する。
- ・ここタンの入力状況を、複数の目で確認するとともに、相談したいと訴える生徒の情報をその日のうちに関係職員と共有する。

(3) 生命や人権を大切にす指導【豊かな心の涵養】

- ・一人一人の生徒に命を大切にす心や、思いやりの心を育む道徳教育を推進する。
- ・「生徒に徹してつく」ことを大切にす、生徒のよさを一つでも多く見つけ、さらに伸ばしていこうとする積極的な生徒指導に心掛ける。
- ・生徒に豊かな心が育まれるよう、感動体験や本物に触れる機会を設ける。また、交通安全講話、命を守る訓練、避難所設営体験、がん教育、性教育等を行い、生命の尊厳への理解を充実させる。
- ・いじめを見逃さない日において、いじめの未然防止の啓発を行う。また、生徒会による

「いじめ未然防止」に係る集会を行い、生徒一人一人がいじめについて自分事として捉えられるようにする。

(4) 全ての教育活動を通じた取組【自己指導能力の育成】

- ・「よりよく生きたい」という願いに向かって、生徒自身が、自分の言動や考え方を自ら育てることができるよう、積極的な生徒指導を大切にする。
- ・学級通信、学級掲示や朝の会、帰りの会を通して、生徒一人一人のよさを位置付け、価値付け、方向付ける指導を継続的に行うとともに、生徒の声を傾聴し、一人一人の想いを懇ろに聴く。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・警察、専門家等と連携し、情報モラルに関する授業・講話等、情報モラル教育を計画的に進める。
- ・ネット被害の現状や実際を通じて、教職員が危機意識と被害を防ぐための知識を身に付けられるような教職員研修を行う。
- ・PTAと連携し、保護者に対しても情報モラルに関する研修を実施するよう努める。

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見・早期対応のために恒常的な取組

- ・「生徒に徹してつく」ことを生徒指導の基本とし、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・いじめ対策監を中心に恒常的に校内を巡視し、生徒同士の関係を観察するとともに、気になる言動については、報告・連絡・相談を密にする。
- ・日頃から、学年を中心に生徒の情報交換に努め、情報を共有する。

(2) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・被害者、加害者、傍観者にならないために、SOSの出し方を日頃から指導するとともに、互いに仲間の変容に気づける目をもてるよう指導する。

(3) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・健康調査やいじめアンケートを月1回実施する。また、保護者からの情報提供を懇談等でも行えるように時間を確保するとともに、スマート連絡帳等でも周知する。
- ・各種アンケート調査については、原本でダブルチェックを確実にし、生徒等から得た情報は複数の教職員で迅速に共有し、組織的な対応ができるようにする。
- ・得た情報は確実に保存するなど、小さな事象の積み上げを確実にし、行う。

(4) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・正確な情報収集をし、それら共有するとともに、本「基本方針」「いじめ事案指導フロー」及びガイドラインに沿って、最悪を想定し、慎重に、素早く、誠実に、組織的に対応する。
- ・いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に管理職（校長・教頭）と情報共有をし、校長の指導の下、いじめ対策監が校内の「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、対応について検討する。特に、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と手立て）を大切にする。
- ・いじめ対策監を要とし、スクールカウンセラーやスクール相談員、ほほえみ相談員等と協力して、生徒や保護者が相談しやすい体制を整備する。

(5) 教育相談の充実

- ・教育・不登校相談指導部の基本方針及び年間指導計画により、計画的な相談活動を進める。
- ・日常の中のあらゆる機会を教育相談の場と捉え、生徒とさりげなく言葉を交わしたり、不安や悩みを抱える児童生徒に積極的に声をかけたりするなど、生徒の気持ちを引き出すような相談活動を大切にする。
- ・毎月行う健康調査の回答状況や「ここタン」の数値の変化から、生徒の心の状態を把握し、生徒に積極的に声をかける。
- ・学級担任は、気になる生徒の様子があれば、スクールカウンセラー、スクール相談員等と積極的に連絡を取り合い、相談活動に取り組む。

(6) 教職員の研修の充実

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題についての校内研修を打合せ等で実施し、教職員の共通認識を図り、指導力を高める。その際、国や県市が作成している指導資料等を活用する。
- ・いじめ事案に対する認識を高めるとともに、未然防止や早期発見・早期対応、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認、事後指導の在り方等についての研修を行う。

(7) 保護者・地域との連携

- ・「いじめ防止基本方針」を、各家庭に配付するとともに、PTA総会や学年・学級懇談会等の機会を活用して周知に努める。
- ・保護者からの相談に対して丁寧で真摯な対応に心掛けるとともに、被害者側への安心感の確保、加害者側への見届けを大切にする。

(8) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめをはじめとする生徒指導上の問題の解決のため、日頃からいじめ対策監を要として、教育委員会へ直ちに報告、関係機関（警察、子ども相談センター、エールぎふ、子どもサポート総合センター、スクールロイヤー、民生委員・主任児童委員、学校運営協議会委員、病院等）との情報共有や、支援・指導の際の連携を大切にする。

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ・いじめの相談があったり、いじめの兆候が把握されたりした場合、学校は最優先課題としてとらえ、いじめ対策監が中心となり、「学校いじめ防止対策委員会」や「いじめ・不登校対策委員会」を立ち上げて方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導の下、役割を明確にした組織的な動きをつくる。
- ・いじめの事実を確認したり、いじめの兆候や疑いを確認したりした場合は、把握した者が速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導の下、組織的にかつ迅速に事実確認を行う。事実確認を行う際は、日時、場所、事実となる行為や発言等を記録する。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、生徒の安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒の指導に当たる。最終的には必ず校

長が生徒及び保護者への指導を見届ける。

- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3 か月は毎日校長やいじめ対策監が声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。さらには、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な見届けを行う。
- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し、生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条、条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、「重大事態」と捉え、緊急に学校いじめ防止対策推進会議を招集し、次の対応をする。

■主な対応順序

- ①市教育委員会へ「第一報」を速やかに入れる。（報告様式は、市の様式）
- ②当該重大事態と同種の事態発生を防止するために、市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③上記の調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに岐阜南警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 学校いじめ防止等対策推進会議の設置〈必置〉

■法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

■条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 該当市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

これらにより、陽南中学校では、以下の会議を設置する。

(1) 学校いじめ防止等対策推進会議

校長，副校長，教頭，教務主任，いじめ対策監，生徒指導主事，教育相談主任，学年主任，養護教諭，PTA会長，学校運営協議会委員代表，民生委員・児童委員，主任児童委員，スクールカウンセラー

(2) いじめ・不登校対策委員会

校長，副校長，教頭，教務主任，いじめ対策監，生徒指導主事，教育相談主任，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，スクール相談員，ほほえみ相談員，その他関係職員

(3) 教育相談担当者会

校長，副校長，教頭，教務主任，いじめ対策監，生徒指導主事，教育相談主任，学年主任，養護教諭，スクールカウンセラー，スクール相談員，ほほえみ相談員

7. 令和6年度 いじめ未然防止，早期発見・早期対応の年間計画

陽南中学校いじめ防止プログラム（●生徒に係ること，○教職員に係ること）

| 月 | キーワード | ねらい（学級経営との関連） | 取組内容 | 関連する会議等 |
|---|-------|---|--|--------------------------------------|
| 4 | やってみる | ・積極的に仲間と関わろうとする態度を養う中で，新しい学級の仲間の性格を知るとともに，自分を知ってもらう。 | ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ○学校の基本方針についての職員研修 前年度の実態と対応等の引継，今年度の方針や生徒の実態等の伝達 ○入学式，始業式，学級開きでの指導 ○学校便り，HP等による「いじめ防止基本方針」説明 | ・職員会 ・学年会，学年主任会 |
| 5 | | ・体育大会を通して，積極的に仲間と関わり，相手の気持ちを考えながら取り組める力を育成する中で，学級目標の基礎となる事実を積み上げる。 | ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ○いじめ・不登校対策委員会（今年度の指導方針の確認） | ・職員会 ・学年会，学年主任会 |
| 6 | | ・前期生徒会重点活動の取組を通して，頑張る仲間の気持ちを理解した発言や言動がでる力を育成する中で，組織的な動きを生む土台を創り上げる。 | ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ●「アセスメントシステムSTAR」の実施 ○PTA総会での「いじめ防止基本方針」の説明 ○学校運営協議会等で「いじめ防止基本方針」説明 | ・職員会 ・学年会，学年主任会 ・学校いじめ防止対策推進会議 |

| | | | | | |
|----|-------|--|---|---|---|
| 7 | 鍛え合う | <ul style="list-style-type: none"> ・6月までに大切にしてきた積極的に仲間と関わる力、相手の気持ちを考える力を伸ばして、様々な日常活動をやりきれるようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ●「VR アセスメント・非認知能力ゲーム」の実施 ●「いじめ防止強化週間（6月24日～7月3日）」の実施 ●「いじめについて考える日（7月3日）」における集会の実施 ●三者懇談の実施 ○いじめ・不登校対策委員会（指導の成果と今後の方向） | <ul style="list-style-type: none"> ・学年会, 学年主任会 ・教育相談担当者会 ・県いじめ調査 | |
| 8 | | <ul style="list-style-type: none"> ・三者懇談で明らかになった、前期前半の成果や課題をふまえ、家庭でも、学校生活で身に付けた力を試そうとする態度を養う。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「岐阜市生徒会サミット」の参加 ○生徒の生活状況の把握 ○「アセスメントシステム STAR」分析に関する研修会 ○職員研修（ネットいじめ・事例研修） | <ul style="list-style-type: none"> ・学年会, 主任会 | |
| 9 | | <ul style="list-style-type: none"> ・YKの取組を通して、他者との関わり、相手の気持ちを考えて行動できる力を確かめる。その後の日常生活の中で、仲間のよさを認められる力を育成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ●いじめについて考える生徒集会の実施 ○いじめ・不登校対策委員会（指導の成果と今後の方向） | <ul style="list-style-type: none"> ・職員会 ・学年会, 学年主任会 | |
| 10 | | 高め合う | <ul style="list-style-type: none"> ・前期の財産を生かした日常活動や学級独自活動を通して、よりよさを求めて、自己選択・自己判断できる力を育成し、学級のカラーを表出していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年会, 学年主任会 |
| 11 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・日常活動を充実させていく中で、自己選択・自己判断できる力を伸ばしていく中で、学級で大切にしてきたことをみつめ、学級のカラーを明らかにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「いじめ防止月間」の取組（「ひびきあい」の日に向けて） ●「アセスメントシステム STAR」の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・学年会, 主任会 |
| 12 | 誇りをもつ | <ul style="list-style-type: none"> ・学級文化活動の取組で自分や仲間の短所を受け入れたり、長所を見つめられたりする力を育成し、自尊心を高めていくことで、学級のカラーを色濃いものにしていく。 | <ul style="list-style-type: none"> ●「三者懇談」の実施 ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ●「ひびきあい」の日（道徳の授業、生徒会の取組の発表） ●情報モラル「携帯・スマホ安全教室」 ○学校運営協議会（指導の成果と課題について） | <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談担当者会 ・職員会 ・学年会, 学年主任会 ・学校いじめ防止対策推進会議 ・県いじめ調査 | |
| 1 | | <ul style="list-style-type: none"> ・学級のカラーを様々な場面、活動でも発揮しながら、自分の長所に気づき、 | <ul style="list-style-type: none"> ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ○いじめ・不登校対策委員会（指導の成果と今後の方向） | <ul style="list-style-type: none"> ・学年会, 学年主任会 | |

| | | | | |
|---|--|--|--|--------------------------------------|
| | | それを伸ばそうとする態度を養うことで、自尊感情をさらに高めていく。 | | |
| 2 | | ・学級目標達成の仕上げをイメージし、日常活動でも学級のカラーを自分一人でも発揮できるようにする。 | ●「健康調査・いじめアンケート」の実施 ●三者懇談の実施（3年）、二者懇談の実施（1，2年） ○学校運営協議会の開催（本年度の反省と来年度に向けて） | ・職員会 ・学年会，学年主任会 ・学校いじめ防止対策推進会議 |
| 3 | | ・どんな活動でも自信をもって生活することで、自分自身の生き方に誇りを持ち、来年度も身に付けた力を生かして頑張っていこうとする態度を養う。 | ●「健康調査・いじめアンケート」の実施（1，2年） ●いじめについて考える生徒集会の実施 ○いじめ・不登校対策委員会（指導の成果と今後の方向） | ・県いじめ調査 |

8 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、下記の3点を入れて、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ③いじめの未然防止の取組に関すること

9 個人情報の取扱い

(1) 個人調査（健康調査・いじめアンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や、重大事態の調査にも必要なため、生徒が記入したアンケート質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書等は、指導要録と同様で校長室にて5年間保存する。（卒業後）

(2) 指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則とし、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議）

(3) 校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるように徹底する。

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立陽南中学校
令和6年3月改定

いじめの疑いのある情報

教師の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
児童生徒等からの情報 アンケート ここタン など

さ 最悪を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織的に対応する

